

# 令和7年度中部地方資源循環自治体フォーラム

## 第2部資料集

### 「テーマ① 自治体と事業者が連携したプラ回収 ・再商品化の推進」



令和7年12月19日（金）13:00～17:00

STATION Ai イベントスペース（1F）

共催：環境省、環境省中部地方環境事務所、3R・資源循環推進フォーラム

後援：愛知県



## 令和7年度中部地方資源循環自治体フォーラム プログラム（第2部）

### テーマ① 自治体と事業者が連携したプラ回収・再商品化の推進

日 時：令和7年12月19日（金）

会 場：STATION Ai イベントスペース（1F）

登 壇 者	
府省庁説明	環境省環境再生・資源循環局資源循環課 容器包装プラスチック・資源循環室 主査 牧佳希 「プラスチック資源循環の推進について～プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における自治体の取組み～」
先進事例紹介	富山県富山市環境部廃棄物対策課減量推進係 係長 布尾和幸氏 「プラスチック資源の循環に向けた富山市の取組み～プラスチック資源一括回収の実施～」
事業紹介①	株式会社富山環境整備 社長室 専任次長（イノベーション担当） 今井麻美氏 「再生プラスチックの回収量拡大・質の向上に向けた連携状況」
事業紹介②	日鉄リサイクル株式会社 名古屋工場 工場長 合崎創氏 「“持続可能な未来”に向けた日鉄リサイクルのプラスチックリサイクルについて」
事業紹介③	株式会社岐阜リサイクルセンター取締役工場長 笠井俊成氏 「自治体と事業者が連携したプラ回収・再商品化の推進」
事業紹介④	株式会社リコー環境・エネルギー事業センター 循環型ソリューション開発室 企画・開発グループ 平井政孝氏 「デジタルがつなぐ資源循環～プラスチック回収から始まる“企業と地域の共創”～」



## ＜府省庁説明＞

「プラスチック資源循環の推進について  
～プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における  
自治体の取組み～」

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課  
容器包装プラスチック・資源循環室 主査 牧佳希





# プラスチック資源循環の推進について

～プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における自治体の取組み～

2025年12月19日

環境省 環境再生・資源循環局  
容器包装・プラスチック資源循環室



## 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立  
令和3年6月11日公布  
令和4年4月1日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

### ■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

### ■ 主な措置内容

#### 1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

#### 2. 個別の措置事項

設計 ・ 製造	<b>【環境配慮設計指針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを<b>認定</b>する仕組みを設ける。</li> <li>認定製品を<b>国が率先して調達する</b>（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての<b>設備への支援</b>を行う。</li> </ul>	 <付け替えボトル>	
販売 ・ 提供	<b>【使用の合理化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき<b>判断基準を策定</b>する。</li> <li>主務大臣の<b>指導・助言</b>、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul>	 <ワンウェイプラスチックの例>	
排出 ・ 回収 ・ リサイクル	<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック資源について、市区町村による<b>容り法ルートを活用した再商品化</b>を可能にする。容り法の指定法人等は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> <li>市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の<b>再商品化計画</b>を作成する。</li> <li>主務大臣が認定した場合に、市区町村の<b>選別、梱包等を省略</b>して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul>	<b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化する計画</b>を作成する。</li> <li>主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li> </ul>	<b>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき<b>判断基準を策定</b>する。</li> <li>主務大臣の<b>指導・助言</b>、プラスチックを多く排出する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li> </ul>

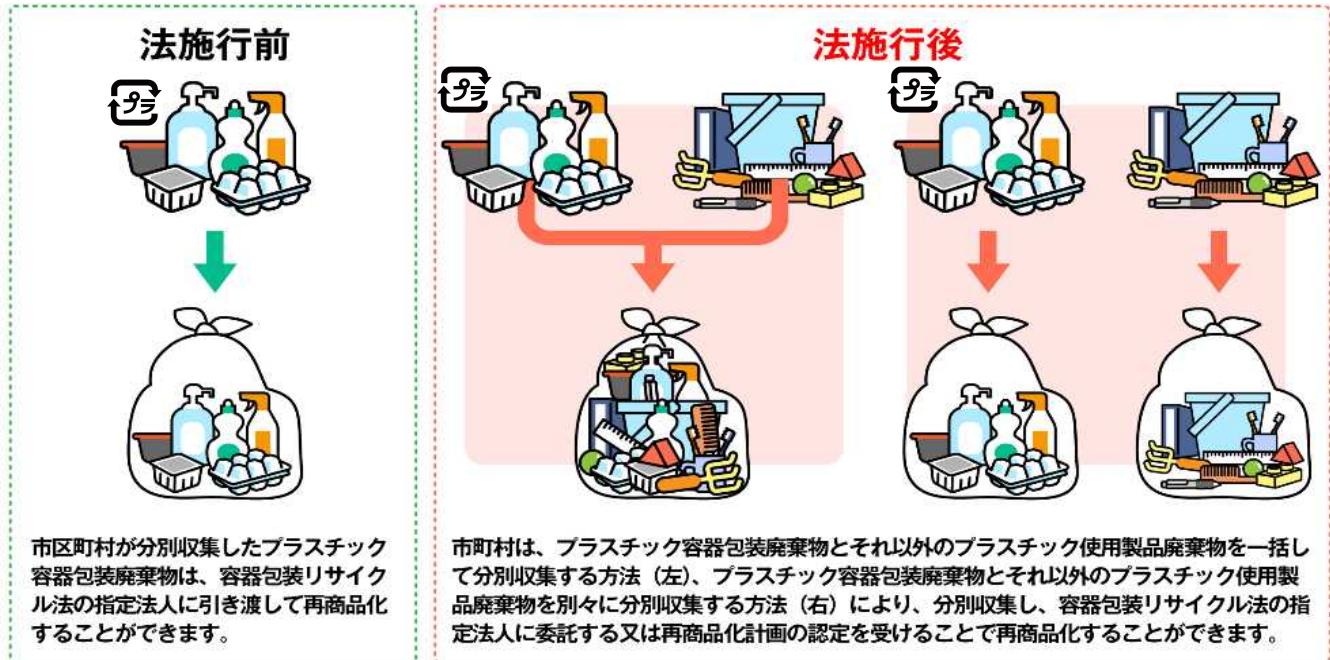
↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

# 排出・回収・リサイクル段階

## あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



容器包装リサイクル法の  
指定法人へ引き渡すこと  
で再商品化を実施

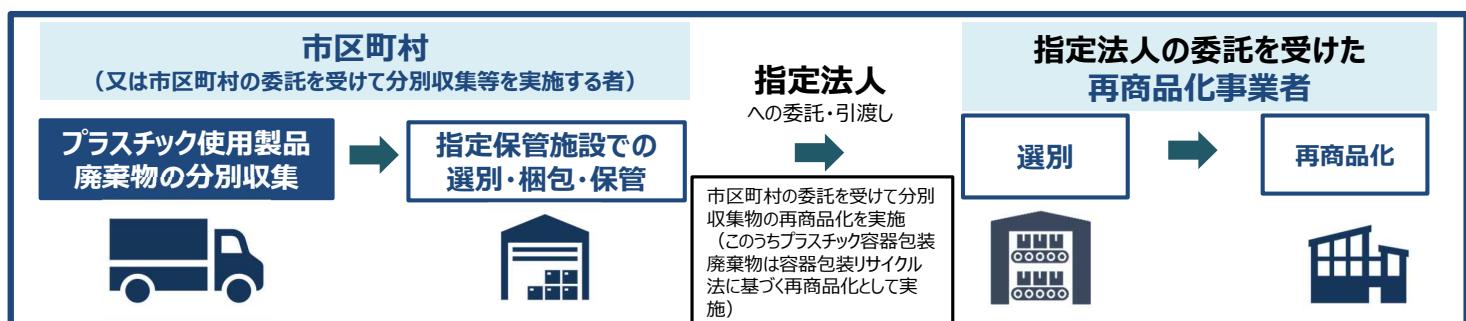
容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施

再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

2

## プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの方法について

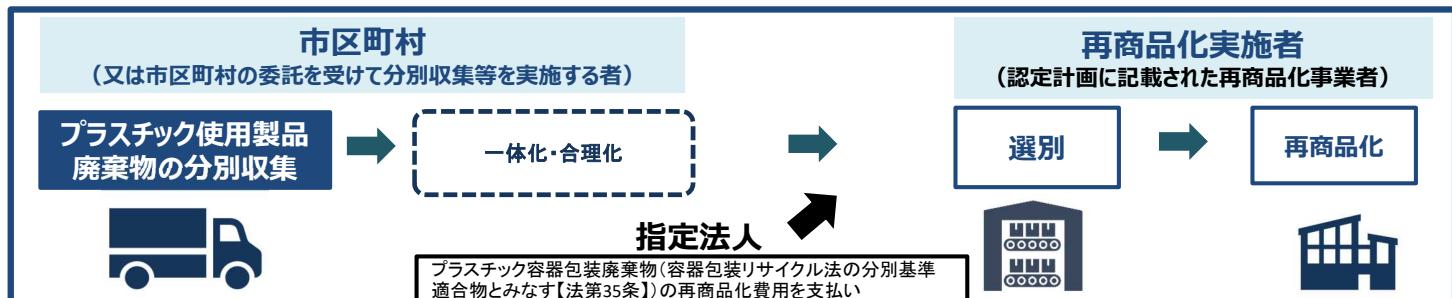
### （1）容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は分別収集物の基準及び手引きに従って分別収集・再商品化する必要がある。

### （2）認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。



市区町村は再商品化計画の認定申請の手引きに従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要がある。

3

# 容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）と認定再商品化計画に基づきリサイクルを行う方法（第33条）の主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法（第33条）	（参考）法に基づかないリサイクル（独自処理）
分別収集物の基準（環境省令）の適用	適用される	適用されない（リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待）	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により省略できる	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	市区町村が決定する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者（市区町村負担分を除く） プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格（=再商品化費用）が通知される	計画の認定基準を踏まえ、 市区町村が決定する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる（当面の間）
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たさない場合がある

4

## 令和7年度までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する地方公共団体数及び量



（令和7年4月7日：日本容器包装リサイクル協会発表）

都道府県名	地方公共団体数	数量(t)
北海道	8	3,653
青森県	1	360
岩手県	2	516
宮城県	5	4,352
福島県	4	1,664
栃木県	2	1,700
群馬県	4	1,889
埼玉県	2	4,350
千葉県	5	2,444
東京都	31	38,160
神奈川県	12	62,318
石川県	1	3,984
福井県	2	324
長野県	25	6,633

都道府県名	地方公共団体数	数量(t)
岐阜県	1	9
静岡県	5	1,738
愛知県	20	34,204
三重県	1	1,200
京都府	3	3,660
大阪府	2	4,100
兵庫県	3	737
和歌山県	1	260
岡山県	7	5,948
広島県	1	827
香川県	1	41
福岡県	2	688
熊本県	1	260
鹿児島県	4	1,302
合計	156	187,321

※地方公共団体数は、市町村及び組合を含む値であり、構成市町村の総数は201自治体となる。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpa.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>)

# 再商品化計画の認定事例について

## これまでの認定事例（法33条）

市町村名 (認定日)	計画期間	分別収集物		収集、運搬 又は処分を行うもの	再商品化製品
		種類	量(㌧/年)※		
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	13,104 1,456 14,560	J&T環境株式会社 (宮城県仙台市)	ペレット等
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31 (2年3か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	1,174 250 1,424	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	3,868 318 4,186	株式会社TBM (神奈川県横須賀市)	ペレット
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1～ R9.3.31 (2年6か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	2,777 1,832 4,608	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
富山地区広域圏事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	6,354 381 6,735	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	2,120 544 2,664	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
砺波広域圏事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	956 273 1,229	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	59 6 65	株式会社岐阜リサイクルセンター (岐阜県安八郡輪之内町)	減容品
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	1,643 249 1,892	日鉄リサイクル株式会社 (千葉県君津市)	コークス炉化学原料
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	2,096 334 2,430	日鉄リサイクル株式会社 (愛知県東海市)	コークス炉化学原料
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	42 12 54	株式会社青南商事 (青森県青森市)	ペレット等
福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	0 134 134	株式会社ビートルエンジニアリング (福岡県北九州市)	フレーク
三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	0 10 10	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	ペレット
大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1～ R7.3.31 (1年間)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	4,420 0 4,420	三重中央開発株式会社（三重県伊賀市） DINS関西株式会社（大阪府堺市）	ペレット等
京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26～ R9.3.31 (2年11か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	7,209 891 8,100	旭鉱石株式会社（徳島県徳島市） DINS関西株式会社（大阪府寝屋川市） 栄伸開発株式会社（大阪府大阪市） J & T環境株式会社（神奈川県川崎市） 株式会社リサイクルシステム（神奈川県川崎市） 株式会社レゾナック（神奈川県川崎市）	ペレット等 ガス化原料、 コークス炉 化学原料
三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1～ R9.3.31 (2年10か月)	プラスチック容器包装廃棄物 それ以外のプラスチック使用製品廃棄物 合計	0 4,485 4,485	三重中央開発株式会社 (三重県伊賀市)	ペレット等

※量(㌧/年)：再商品化計画期間平均値

6

## 再商品化計画の認定事例について（第33条）



市町村名 (認定日)	計画期間	量(㌧/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(㌧/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(㌧/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	14,560	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	134	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	572
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31～ (2年3か月)	1,424	三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	10	石川地方生活 環境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	51
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	4,186	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	4,420	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	5,394
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	4,608	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26～ R9.3.31～ (2年11か月)	8,100	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	309
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	6,735	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1～ R9.3.31～ (2年10か月)	1,495	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	16,017
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,664	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	29	富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	194
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,229	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	147	神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	1,209
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	65	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	428	東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	4,875
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,892	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	167	岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	300
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,430	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	896	合計	31件	84,719
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	54	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	143			

※量(㌧/年)：再商品化計画期間平均値

7

# プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

- 分別収集物に含まれる容器包装については、容器法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が令和4年4月1日に施行し、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の努力義務が規定されたことを踏まえ、令和4年度から製品プラスチックリサイクルに係る分別収集・再商品化に要する経費について特別交付税措置を講じている。

## プラスチック製容器包装の分別収集

市区町村（又は委託業者）

分別収集



選別・梱包・保管



リサイクル事業者

運搬



再商品化

特定事業者が費用負担

普通交付税措置

## プラスチック製品の分別収集 (R4年度～)

市区町村（又は委託業者）

分別収集



選別・梱包・保管



リサイクル事業者

運搬



再商品化

特別交付税措置

- 市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して特別交付税措置

$$\text{算定式(例)} \quad (A \text{ t} \times 8.8 \text{ 万円/t}) + (B \text{ t} \times 6.4 \text{ 万円/t}) \times 0.5$$

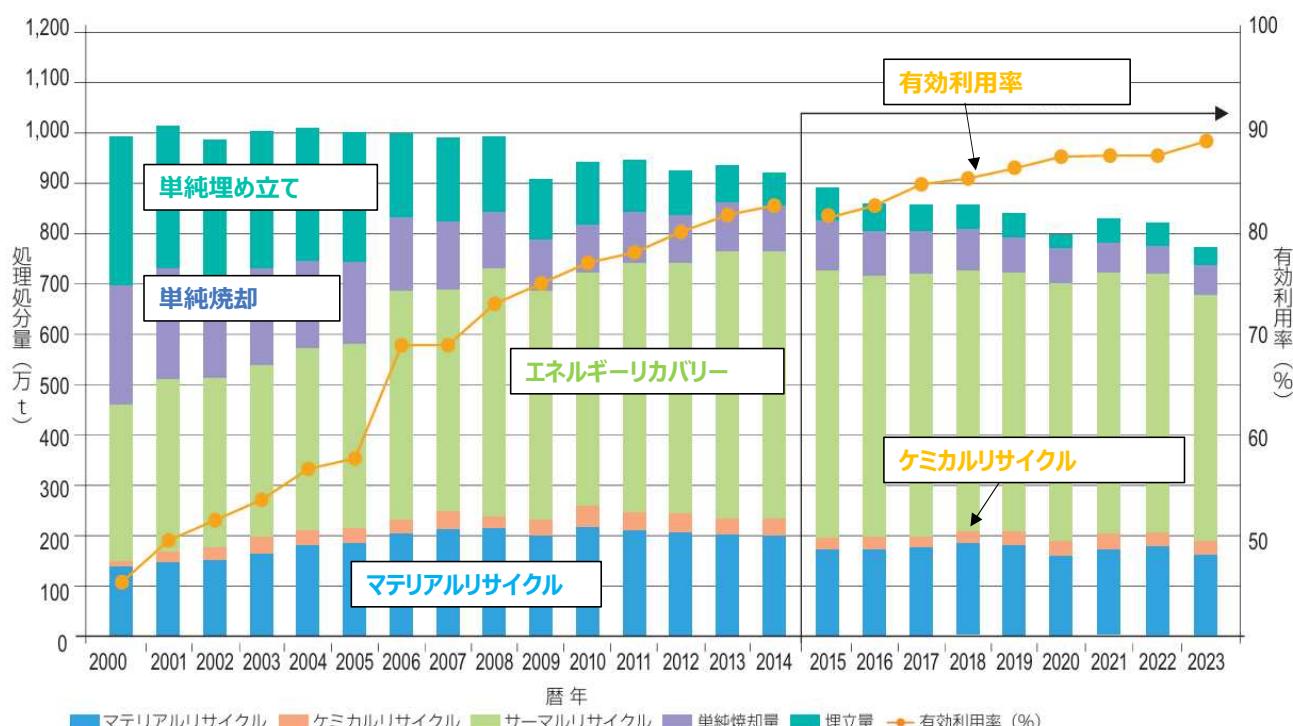
市町村の製品プラスチック分別収集量 (トン)
分別収集の標準的な単価
市町村の製品プラスチック再商品化量 (トン)
再商品化の標準的な単価

8

## 廃プラスチックの総排出量・有効利用／未利用量・有効利用率の推移



- 日本のリサイクル量は年々増加し、単純焼却、単純埋立量は減少し、単純焼却、単純埋立の合計量は、全体の11%。
- 2023年の有効利用率は89%。



## 交付金制度の概要

### ■ 交付金の交付

- 市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を行う計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。

### ■ 交付対象施設

- マテリアルリサイクル推進施設（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード等）
- エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等）
- 最終処分場
- 既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 等

### ■ 交付率

- 交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。

## 要件化について

プラスチック資源循環法を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている自治体を支援する仕組みとした。

### ■ 要件

プラスチック資源循環法に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること又は地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと。

### ■ 対象区域

地域計画の対象区域の全域（離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県を除く。）

### ■ プラ分別の範囲

プラスチック製容器包装及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を対象としていること。

### ■ 要件適用のタイミング・経過措置

プラスチック資源循環法の施行日（令和4年4月1日）から適用。

ただし、施行日までに環境大臣に提出された地域計画に基づく事業には経過措置を適用。



## 名古屋市の取組みのご紹介

容器包装プラスチックと製品プラスチック

⇒ **プラ法32条を活用し指定法人に委託**

指定法人に委託すると...

大きいプラスチック製品は再商品化できない

# 衣装ケースリサイクルの取り組みについて（名古屋市）

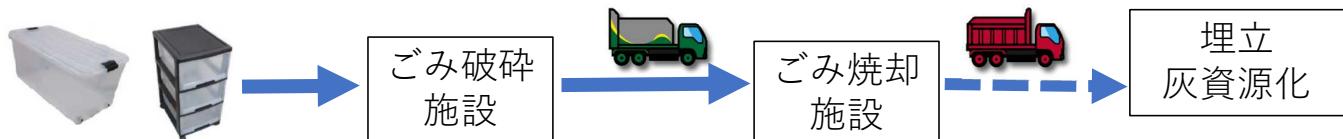
## ＜R6年度 現状＞

粗大ごみとして排出（パッカー車で市が収集） または  
市民がごみ処理施設へ自己搬入

⇒ 【課題】高品質なプラスチック原料への再資源化が見込まれる品目  
にもかかわらず破碎・焼却処理しており再資源化できていない。

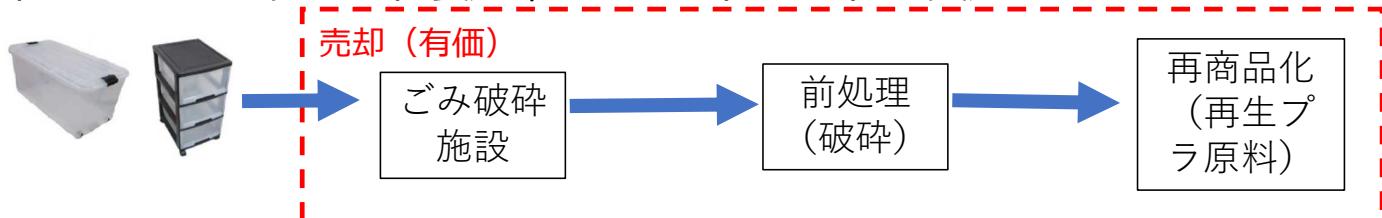
## ①通常処理フロー

破碎・焼却処理（焼却残さは埋立・灰資源化）



## ②R6年度実証事業

自己搬入された衣装ケースを選別回収し、破碎業者で前処理破碎後、  
再生プラスチック原料製造業者による再商品化を実施



# 衣装ケースリサイクル（R6年度概要）

## ＜実施期間＞

令和6年9月20日～12月20日（3か月間）

## ＜回収実績＞

11.17t（約3,700個）



プラスチック製衣装ケース

フレーク

再生ペレット

## ＜結果＞

自己搬入ごみ中には1年間で約45tものプラ製衣装ケースがあることが推定された。

## ＜参考＞

CO2排出量を試算すると、通常処理に比べて  
再商品化した場合には30分の1程度まで減らす  
ことができた。

処理方法	CO2排出量 (t)
① 通常処理	22.4
② 実証事業	0.7

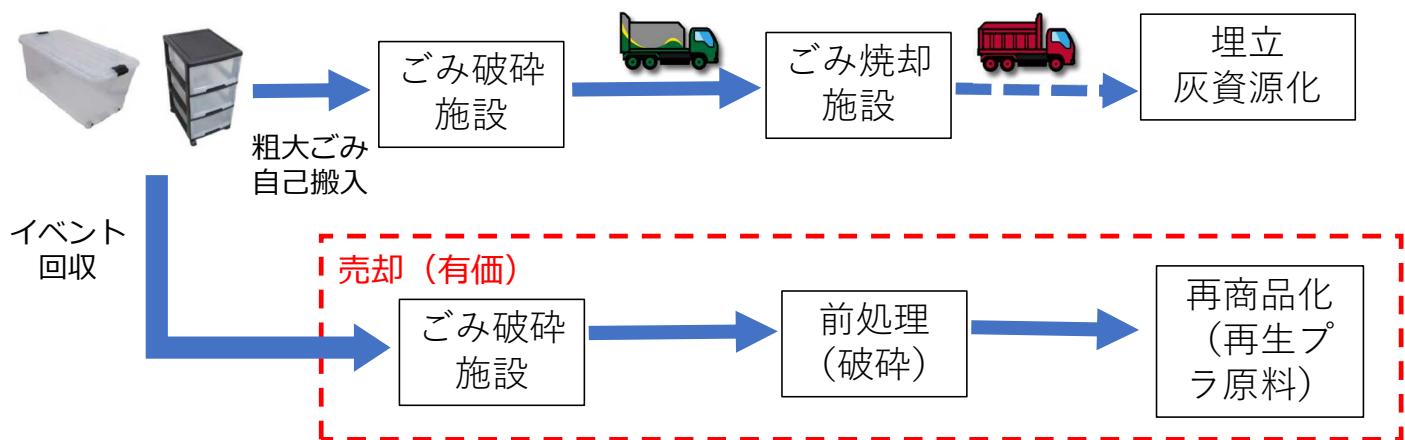
# 衣装ケースリサイクルの取り組みについて（名古屋市）

## ＜R7年度 現状＞

R6年度実証で事業自体の効果は一定認められたものの、現状の処理スキームでは継続して実施することが困難。  
⇒ 【課題】継続して実施できる方法を確立する必要がある。

## ＜R7年度実証事業＞

市内で衣装ケースの無料回収イベントを年3回実施、破碎業者で前処理破碎後、再生プラスチック原料製造業者による再商品化を実施。



## 衣装ケースリサイクル (R7概要)

### ＜実施日＞

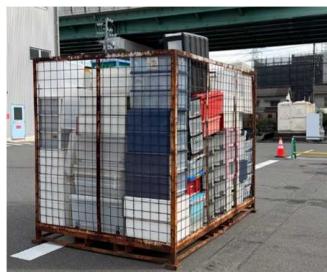
令和7年6月21日（土）、11月1日（土）、  
令和8年3月（日付未定）※いずれも事前予約制

### ＜回収実績＞

6月21日（土）1.44t（約500個）、11月1日（土）1.87t（約600個）



回収したプラスチック製衣装ケース



再生ペレット  
(啓発品の原料として使用)

### ＜結果＞

予約受付開始後、すぐに枠がすべて埋まることから、不定期で回収イベントを実施しても一定量集めることができることがわかった。

R8年度以降は、継続して実施することができるスキームを検討中。<sup>12</sup>

## ＜先進事例紹介＞

「プラスチック資源の循環に向けた富山市の取組み  
～プラスチック資源一括回収の実施～」

富山県富山市環境部廃棄物対策課減量推進係  
係長 布尾和幸氏



# プラスチック資源の循環に向けた富山市の取組み

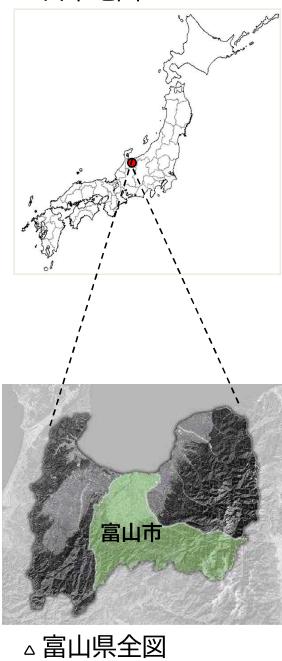
## ～プラスチック資源一括回収の実施～

富山市 環境部 廃棄物対策課  
**TOYAMA CITY**

### 富山市の概要

- 人口 401,797人(富山県全体の約4割。令和7年10月末現在)
- 面積は1,241.7km<sup>2</sup>(富山県全体の約3割)
- 海拔0m(富山湾)から2,986m(水晶岳)までの多様な地形

▼日本地図



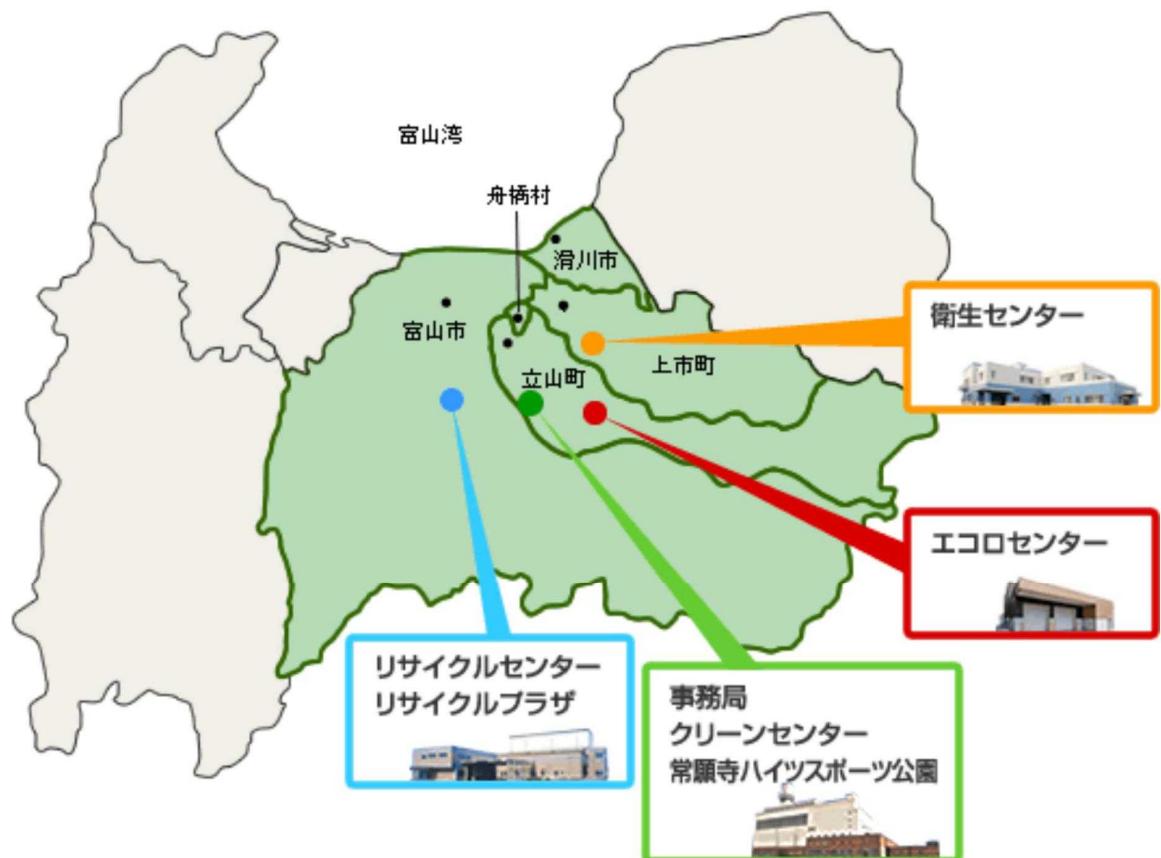
# 本日の流れ

- ・本市のごみ処理の現状
- ・実施の経緯・目的
- ・実証事業～本格実施
- ・今後の取組み

2

TOYAMA CITY

## ■ 本市のごみ処理体制(富山地区広域圏事務組合)



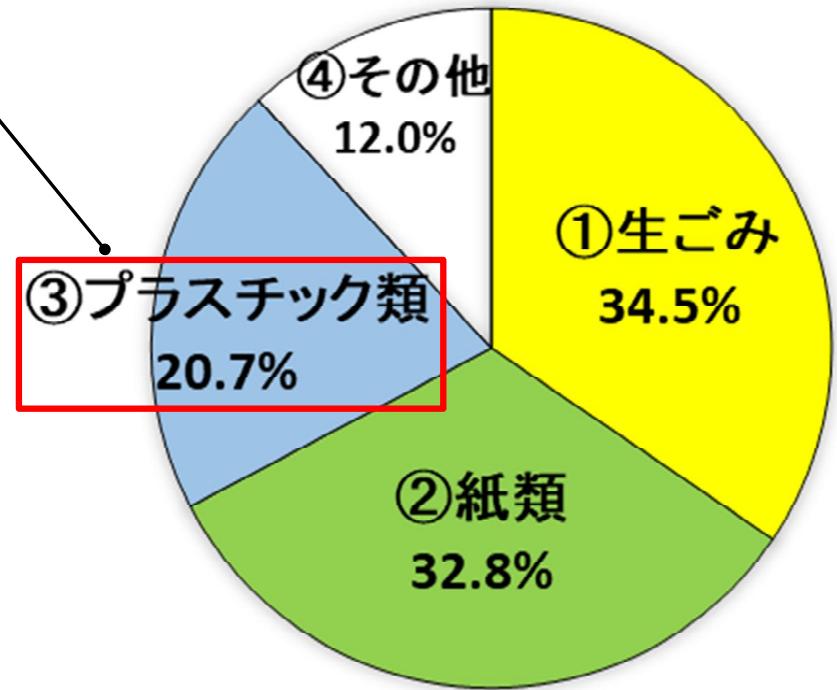
出典：富山地区広域圏事務組合ホームページ

16

3

TOYAMA CITY

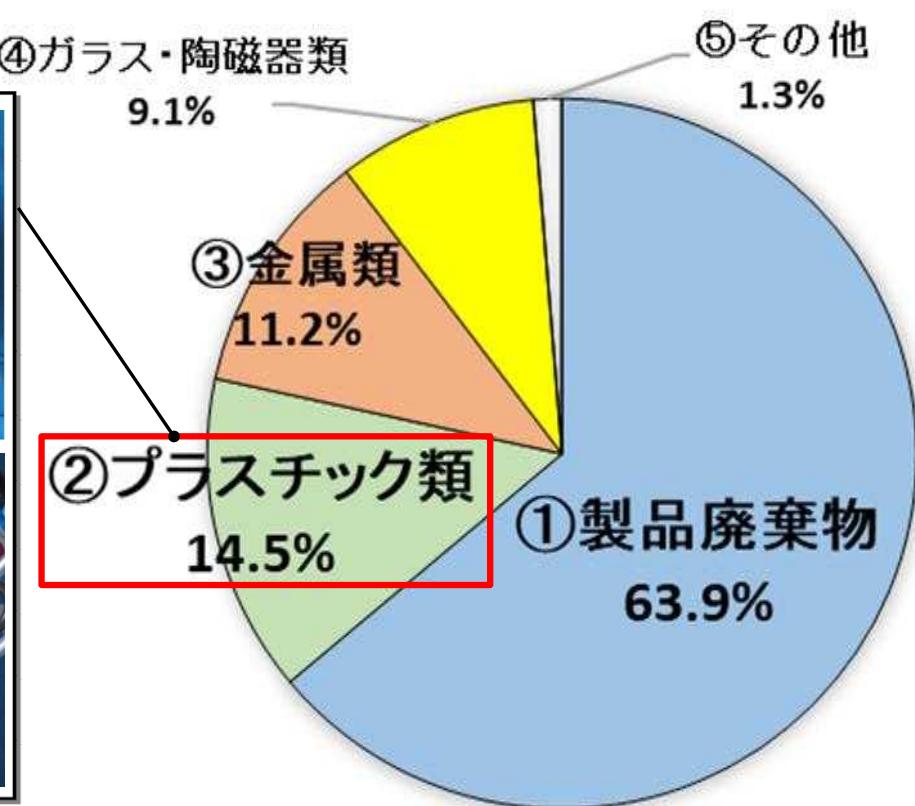
## ■ 燃やせるごみの組成調査(令和3年度)



4

TOYAMA CITY

## ■ 燃やせないごみの組成調査(令和3年度)



5

17

TOYAMA CITY

## ■ 実施の経緯・目的

### 富山市の分別状況

- ・プラスチック製容器包装：資源物
- ・上記以外のプラスチック製品：燃やせるごみ

### 課題

- ・家庭ごみ排出量の削減
- ・住民の分別意識の徹底  
(分かりやすい分別方法)

### 期待される効果

- ・ごみの減量（資源物の増）
- ・市民の分別意識の向上
- ・CO2の削減効果

## プラスチック資源一括回収の実施を検討

6

TOYAMA CITY

## ■ プラスチック資源一括回収までの流れ

### 令和4年度

- [9月～翌年2月]  
再商品化に向けた  
実証事業の実施

令和4年度プラスチックの  
資源循環に関する先進的  
モデル形成支援事業



### 令和5年度

- [8月]  
再商品化計画の  
認定申請
- [11月]  
再商品化計画の認定  
市民への周知・啓発



### 令和6年度

- [4月～]  
回収開始  
(排出状況の確認)  
市民への周知・啓発



認定申請及び計画期間における品質検査等の事務は、  
富山地区広域圏事務組合において実施。

## ■ 実証事業の実施(令和4年度)

### [目的]

1. 処理ルートの検討 (法第32条・第33条)
2. 大規模な実証

本市の人口比率の  
約10%の地域

対象地域	参加人数
婦中地域	41,083人

※令和4年10月末現在。

### [内容]

1. 案内用チラシでの住民周知
2. 試験回収
3. 組成分析調査
4. 選別・圧縮、再商品化
5. 住民アンケート

8

TOYAMA CITY

## ■ 実証事業の実施(令和4年度)

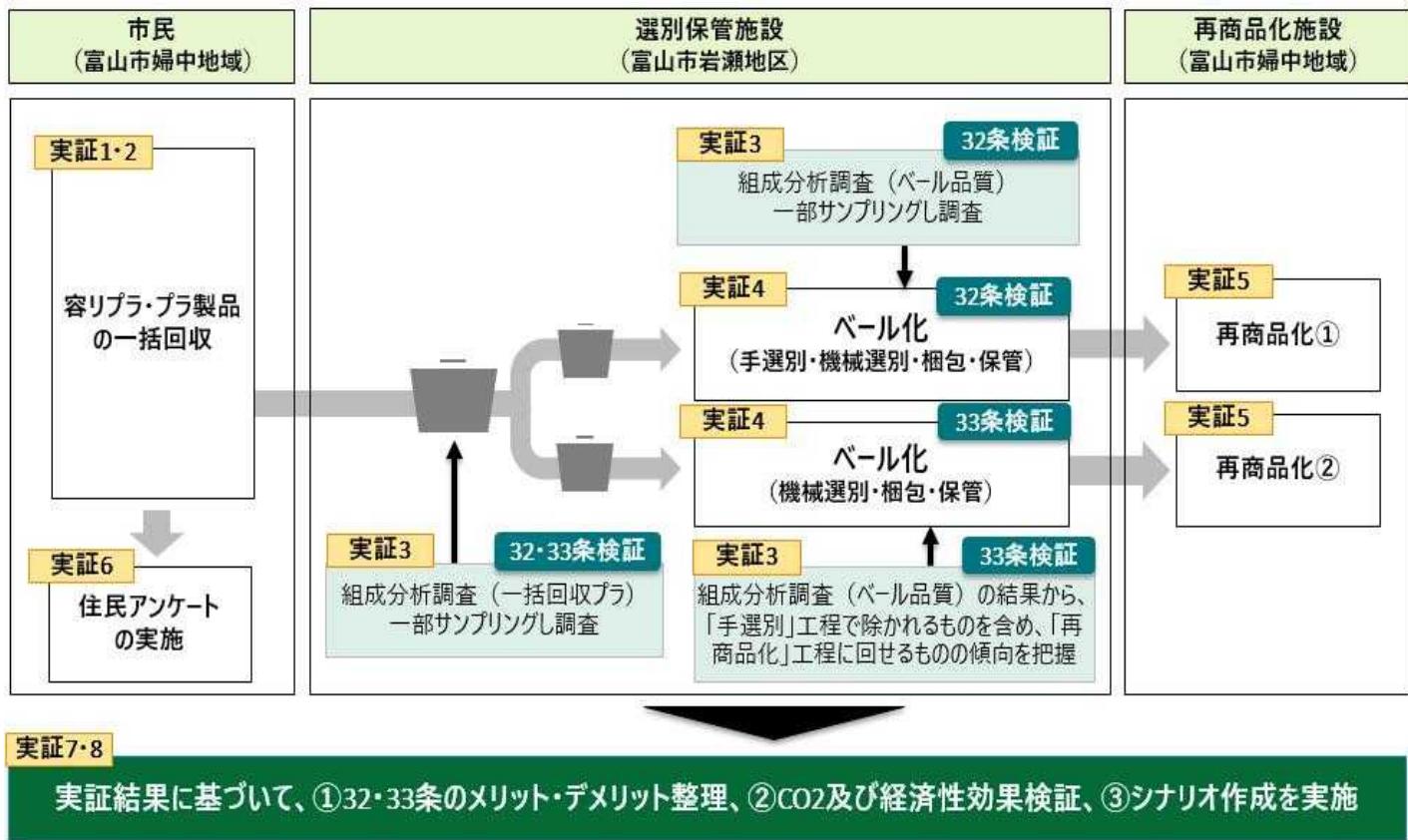
内 容	令和4年度					
	9	10	11	12	1	2
実証1 住民案内						
実証2 試験回収						
実証3 組成分析調査						
実証4 選別・圧縮						
実証5 再商品化						
実証6 住民アンケート						
実証7 環境影響等の分析						
実証8 移行シナリオの作成						

9

19

TOYAMA CITY

# ■ 実証事業の実施(令和4年度)



10

TOYAMA CITY

## ■ 実証事業の結果(回収状況)

【試験回収前後のごみ集積場】



回収量の増加

回収量

⇒6%増(対前年同月比)

令和4年11月:16.69トン

令和3年11月:15.80トン



収集運搬体制への影響

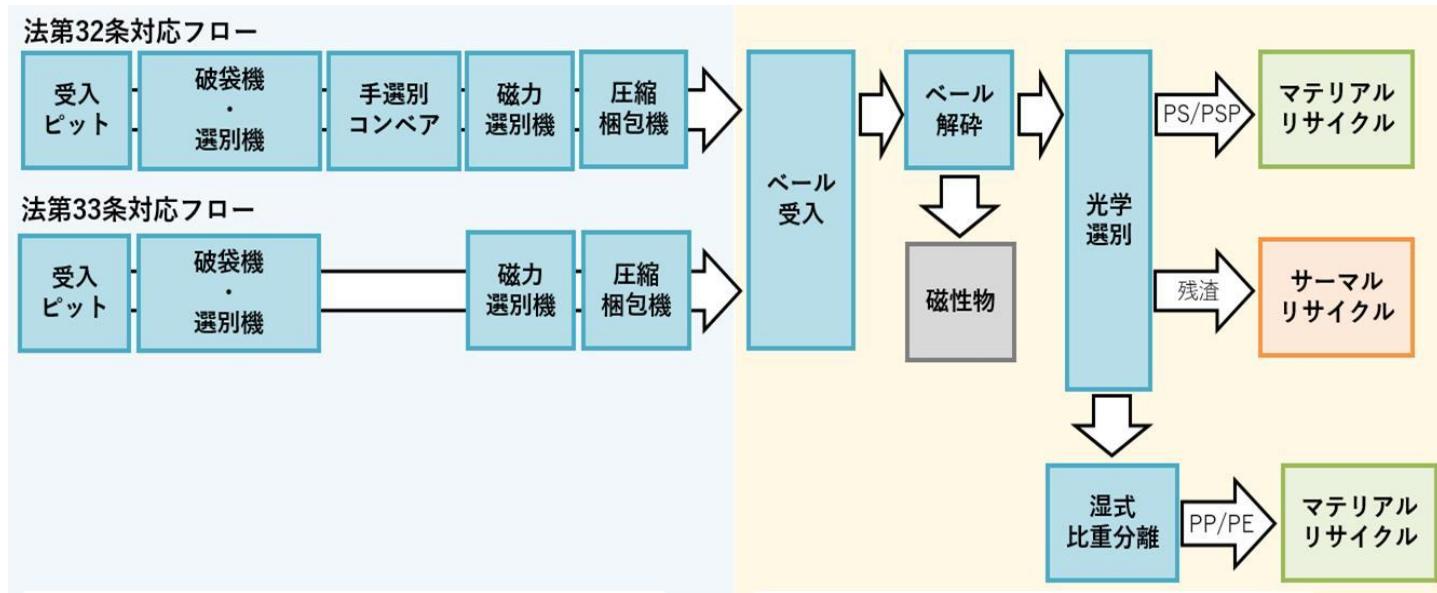
⇒支障なし

集積場の状況

⇒スペースに不足なし

- ・実証事業後の住民アンケートでは、61%の方が「分けやすかった」と回答。
- ・「実証事業の実施を知らなかった」と回答される方も。

## ■ 実証事業の結果(再商品化の状況)



- ・一括回収したプラ資源の選別・圧縮、再商品化に支障なし  
(設備面、リサイクル品の性質等)

12

TOYAMA CITY

## ■ 実証事業の結果(環境影響等の分析)

- ①CO2排出量の削減が期待できる
- ②単位あたり処理コストの削減が期待できる
- ③法第33条を活用した場合の方が、その効果が大きいと試算  
(再商品化量も法第33条の方が多い (組成分析調査) )

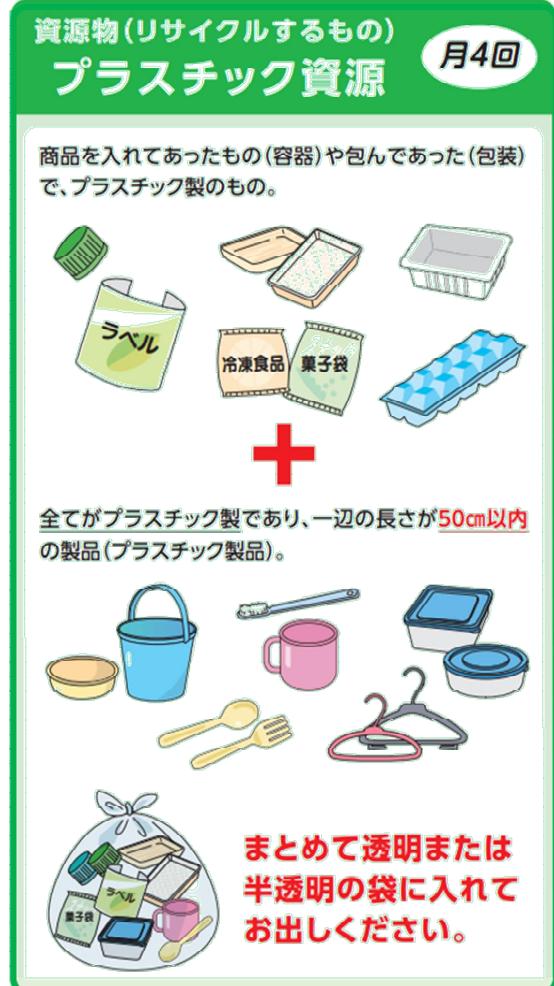
法第33条を活用した一括回収を実施

## ■ 本格実施に向けた課題と対応(令和5年度)

- ①富山地区広域圏事務組合との調整
- ②再商品化事業者の選定
- ③分別排出区分の設定
- ④収集運搬方法
- ⑤集積場のスペース確保
- ⑥市民への周知

14

TOYAMA CITY



# ■ 本格実施に向けた周知・啓発(令和5年度)

## ①住民説明会（11月）

20会場、参加者数1,415人

（出前講座は、12月以降に随時開催）



## ②リーフレットの全戸配布（3月）

## ③集積場に設置する案内看板の作成

この他、広報とやま・市ホームページへの掲載、新聞広告、市内電車等へのポスター掲示などを実施



16

TOYAMA CITY

## ■ 開始後の回収状況(集積場の様子)



- ・市内14か所を調査し、集積場のスペースについて、問題がないことを確認。

## ■ 回収量の実績

単位：トン

	R 5	R 6	
<u>プラスチック資源</u>	<u>2,342</u>	<u>2,565</u>	+9.6%
燃やせるごみ	74,331	72,439	-2.5%

18

TOYAMA CITY

## ■ 更なる資源化の推進に向けた取組み

### 回収量増加に向けた実証事業（令和7年11月～）

市内一部エリアで、  
汚れが残っている場合も、  
プラスチック資源として回収し、  
再商品化を実施



### プラスチック資源一括回収の広域での実施（令和8年度～）

富山市を含む、富山地区広域圏の全域で実施  
(認定日:令和7年12月1日)

## ■ 今後の取組み

- ①市民への分かりやすい周知啓発
- ②回収量の増加に向けた排出方法の検討  
(大きさや汚れの程度など)
- ③回収頻度の検討

20

TOYAMA CITY

ご清聴ありがとうございました。



## ＜事業紹介①＞

「再生プラスチックの回収量拡大・質の向上に向けた連携状況」

株式会社富山環境整備 社長室

専任次長（イノベーション担当） 今井麻美氏



## (事例紹介)

## 再生プラスチックの回収量拡大・質の向上に向けた連携状況

2025年12月19日  
株式会社富山環境整備



## 会社概要



## ■会社概要

所在地：富山県富山市婦中町  
創業：1972年  
社員数：345名  
売上高：236億円  
(2024年/52期)

## ■沿革

株式会社富山環境整備は道路清掃からスタートし、廃棄物処理事業を始めました。そして2000年からプラスチック容器包装リサイクル事業（再商品化業務委託）に参入し、当社の核となる事業にまで発展してきました。我々は“廃棄物は資源”と捉え、「3R・適正処理の推進」の下、適正な廃棄物処理とプラスチック資源循環に向けた事業を展開し、資源の循環を目指しています。



実施年	国内の動き	富山環境整備の動き
平成12年 (2000)	容器包装リサイクル法 完全施行	・原料製造第1工場（再商品化）施設設置 比重分離・遠心分離導入 ・パレット成型施設設置、パレット販売開始
平成20年 (2008)	改正容器包装リサイクル法 全面施行	・原料製造第4工場（再商品化）設置（第1工場を統合）
平成25年 (2013)		・原料製造第4工場（再商品化） 光学選別機9台導入
平成27年 (2015)		・原料製造第5工場（再商品化）設置 光学選別機10台導入
平成28年 (2016)		・ペレット製造工場設置、ペレット外部販売開始 ・物性試験装置導入（引張・衝撃・MFR・純度等）
令和元年 (2019)	プラスチック資源循環戦略 策定	
令和2年 (2020)		・コロナ禍による一般廃棄物（容リプラ）搬入増 ・リチウムイオン電池発火トラブルの急増 <span style="color: red;">取扱実績：約2.8万トン</span>
令和4年 (2022)	プラスチック資源循環促進法 施行	・大型ソーティングセンター（高度選別センター）設置 品質管理用アナライザー2台・光学選別機9台導入 <span style="color: red;">取扱実績：約2.9万トン</span>
令和5年 (2023)		・再生材の国内循環に向けた本格検討を開始（SIP） ・原料製造第6工場（旧 高度選別センター）設置 <span style="color: red;">取扱実績：約3.3万トン</span>
令和6年 (2024)		・取り扱い能力の拡大に向け、各工場の増強を開始。ペレット製造工場増設 ・リチウムイオン電池発火トラブル対策として、各選別工場投入ラインに高磁 カマグネットブーリーを順次設置 <span style="color: red;">取扱実績：約6万トン</span>
令和7年 (2025)	再資源化事業等高度化法 資源有効利用促進法改正	・異物、臭気課題対応のため、洗浄ライン設置 ・光学選別機の能力増強 <span style="color: red;">取扱予定：11万トン超</span>

## 富山環境整備リサイクル施設の使用済プラスチック受け入れ条件

## 33条認定の受け入れ条件

令和7年12月現在

項目	内容
受け入れ対象	自治体が回収したプラ製容器包装のみ圧縮品、及びプラ製容器包装とプラ製製品の混合圧縮品
受入可能なプラスチック使用製品 廃棄物（製品プラスチック）の基準	プラスチックのみで作られた製品であること 例：台所用品、風呂・洗面用具、文具用品、おもちゃ、収納用品など
受入形状	市町村の選別保管施設で圧縮梱包した状態であること 33条認定の場合 ①保管施設での破袋、除袋、選別は自治体と協議 ②当社と自治体が主体となり分別ルールを策定 (ペールの引き取り品質ガイドライン適用外)
保有施設	プラスチック製容器包装圧縮梱包（選別保管施設）施設 1施設 プラスチックの再生処理（選別・破碎・洗浄）3施設 再商品化製品製造（ペレット）2施設 再商品化製品利用（ペレット成型等）1施設
処理能力	年間最大 230,000 t
受入実績	32条容リ協ルート 100自治体、33条認定ルート 9自治体 取扱予定量計 110,000 t 超



中間処理施設（1施設）

再生処理施設（3施設）

ペレット製造施設（2施設）

成型品製造（1施設）



## 33条認定による受入状況

令和7年12月現在

認定番号	市区町村名	再商品化計画の実施期間
第2号	愛知県安城市	令和6年1月1日～令和8年3月31日
第4号	富山県高岡市	令和6年10月1日～令和9年3月31日
第5号	富山地区広域圏事務組合（富山市）	令和6年4月1日～令和9年3月31日
第6号	京都府亀岡市	令和6年4月1日～令和9年3月31日
第7号	砺波広域圏事務組合（砺波市・南砺市）	令和6年4月1日～令和9年3月31日
第19号	富山県射水市	令和7年4月1日～令和10年3月31日
第21号	愛知県岩倉市	令和7年4月1日～令和10年3月31日
第23号	長野県安曇野市	令和7年4月1日～令和10年3月31日
第28号	富山県小矢部市	令和7年10月1日～令和10年3月31日
第35号	東京都練馬区	令和8年10月1日～令和11年3月31日

## 自治体との連携例①

自治体保管施設でのLIB等による発火リスク回避のため、破袋せずにベール化、富山環境整備に搬入。

## 自治体との連携例②

認定前までの広域圏事務組合での運営から、開始年度を各市で別々に設定して準備が整った自治体から順次一括回収を開始しています。（富山地区広域圏事務組合：R6富山市開始→R8全域実施予定）

## 自治体との連携例③

市内で回収されたプラスチックを再生し、製造したペレットから指定ごみ袋を製造。新たな製品として再び地域に供給する「地産地消」を実現。「プラごみ」が「ごみ袋」として資源循環したことを見える化し、市民の環境意識の醸成に役立てていただいています。

## 自治体との連携例④

申請書作成から開始までの全体を富山環境整備がサポート

Copyright(C) Toyama Kankyo Seibi Co.,Ltd. All Rights Reserved.

5



## 回収量拡大：（環境省事業）プラスチック使用製品の回収率と収率向上に関する調査・検討

## 【現行ルール】

令和8年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（プラスチック製容器包装のみを回収・分別収集物 共通）

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き

## 【内容】

ベールに求められる性状（プラスチック製容器包装、分別収集物 共通）

・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。

## 【ベールに含めてはいけないもの】

汚れの付着したプラスチック製容器包装、汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物

・食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ土砂や油分等で汚れた物

## 富山市・環境省が連携し、調査事業実施

【発表項目1】

## プラスチック資源分別回収に関する実証事業

現状

プラスチック資源



軽く水洗いしても、汚れが落ちないもの  
⇒「燃やせるごみ」として回収

令和7年11月の1か月間

## 汚れが残っていても

プラスチック資源として回収

## 【具体例】

- ・値札シールやラベルのついたラップやお惣菜のパック
- ・調味料等のチューブ
- ・紙が付着したもの

※イラスト出典：経済産業省（<https://www.mext.go.jp/policy/recycle/main/data/illus2>）

【問い合わせ先】環境部廃棄物対策課

電話:076-443-2281

TOYAMA CITY

## 【回収対象】

・調味料が付いた食品用チューブ、汚れたプラスチック類をそのままの状態でプラスチックと同じ「資源物」として回収。

## 【調査内容】

・集められたプラスチックごみは富山市の**富山環境整備で一旦保管、リサイクル製品化**

・食べ物等の汚れが製品化に影響がないか、どの程度プラスチックとして再資源化ができるかなどの検証実施。

## 【効果】

・洗浄などの負担を減らすことによる回収量増

3↑ごみの減量化、再資源化による資源の有効活用

出典: 令和7年10月15日 富山市定例市長記者会見

[https://www.city.toyama.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/\\_001/018/005/20251015kaisenryoku.pdf](https://www.city.toyama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/018/005/20251015kaisenryoku.pdf)

## 「令和7年度 広域自治体における資源循環システム構築の実証事業」

テーマ：地方都市での資源循環システム構築に向けた実証（委託先：株式会社三菱総合研究所）協力

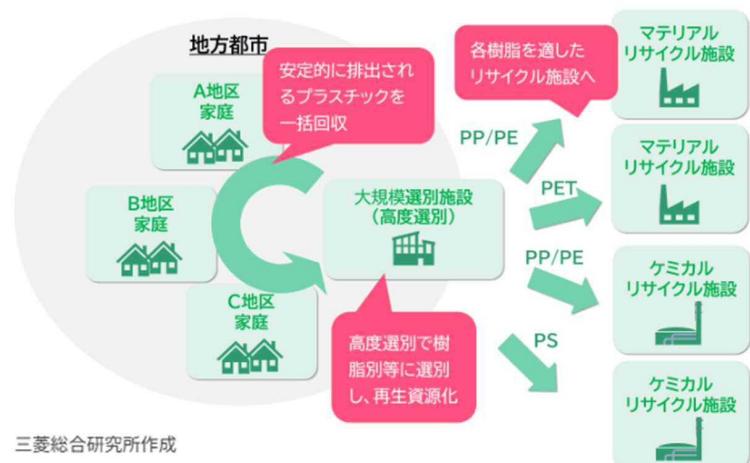
## 実証事業の概要

図3 地方都市での高度なリサイクルチェーンのあり方

図1 本実証事業の対象地域（予定）



三菱総合研究所作成

出典：株式会社三菱総合研究所 (<https://www.mri.co.jp/news/press/20251021.html>)

## 実施内容

地方都市では、特定素材（プラスチック製容器包装等）の廃棄物を一定量以上回収でき、一つの選別施設への集約が可能であるため、選別施設での選別を高度化することでリサイクル効率の向上が望める

- ・家庭排出の廃プラスチックを集約し、大規模選別施設での高度選別を実施
- ・高品質再生材の製造と効率的な循環モデルの検証

Copyright(C) Toyama Kankyo Seibi Co.,Ltd. All Rights Reserved.

7



## 「プラスチック」の循環経済実現：戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)



SIPとは、内閣府 総合科学技術・イノベーション会議が司令塔となり、日本の経済成長や社会課題解決のために、府省の枠を超えて科学技術イノベーションを推進する国家プロジェクトです。

高品質な再生材を低成本・安定的な供給をするため、使用済プラスチックや、自治体との協力により回収プラスチックの分別・供給システムを開発し、再生プラスチックの供給増を進めるための動脈・動脈連携モデルを構築します。

## SIP課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」

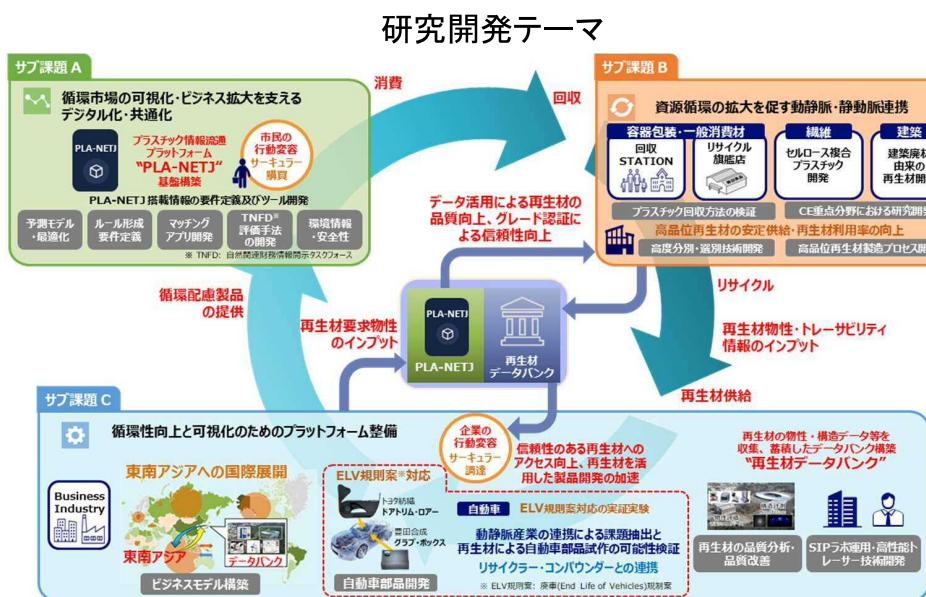
## リサイクル製品

## X to Car



出典：独立行政法人環境再生保全機構

## X to X



出典：独立行政法人環境再生保全機構

研究開発プロジェクト名：「B1」高品位再生プラスチック材料の製造プロセス開発

所属機関：株式会社富山環境整備 32

実施内容：容り再生材の高品質化、用途拡大

Copyright(C) Toyama Kankyo Seibi Co.,Ltd. All Rights Reserved.

8



令和7年度脱炭素型循環経済システム構築促進事業（うち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業）  
テーマ：容器包装廃プラスチックの自動車内装部品へのリサイクル実証に参画

申請法人・共同実施者の主な役割

法人名	申請上の役割	実施内容
トヨタ紡織株式会社	申請法人	・最適加工技術、構造設計の開発検討 ・自動車部品の試作、評価
株式会社ごみの学校	共同実施者	・容器包装プラスチックの組成調査 ・回収対象プラスチックの分別
株式会社富山環境整備	共同実施者	・容器包装プラスチックの破碎、洗浄および異物除去 ・高度選別による回収プラスチックの純度向上
永興物産株式会社	共同実施者	・リサイクルプラスチックの物性改善 ・異物除去

主な実施内容

出典：富山環境整備新着情報を基に改変

欧州で進められているELV規則案の自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化に対応するため、  
・再生材（リサイクル材）の「質」と「量」の確保  
・容器包装廃プラスチックを自動車内装部品に活用した場合のCO2排出量削減効果の検証  
に取り組み、資源循環とCO2排出量削減の両立を目指します。

Copyright(C) Toyama Kankyo Seibi Co.,Ltd. All Rights Reserved.

9



リサイクルの見える化のご提案

プラスチック資源循環法第33条で回収したプラスチック資源を使用した環境配慮型製品『GOMIKARA（ゴミカラ）』を紹介します。（展示コーナーにてサンプル配布中）

採用実績：自治体ごみ袋、清掃用ボランティア袋、粗品、各種イベント等

主な特徴

- 再生プラスチック原料を使用したリサイクル材配合の環境配慮型ごみ袋。
- プラスチック資源循環法第33条により、市民が排出したプラスチック資源を原料の一部に使用することで、地産地消型の資源循環が地域内で完結。
- 国内製造メーカーとの連携により、小ロット製造も可能。供給不足や過剰といった市場の変動や、短期納期にもスピーディかつ安定的に対応可能。
- 植物由来原料も配合可能。リサイクル材は植物由来原料と比較して一般的に原材料費が抑えられる傾向にあり（国内製造比較）、リサイクル材使用によりコスト抑制に繋がる。

資源循環

- 家庭で分別したプラスチックごみがごみ袋にリサイクルされているかを市民が実感することで、見える化が可能。
- CO<sub>2</sub>排出量を化石由来プラスチックよりも58%削減。（1枚あたりPCR100%の場合、メーカー調べ）
- 出前講座やリサイクル体験を通じて、楽しみながら分別・リサイクルの重要性を学ぶ機会を提供。
- 資源の循環的再生利用が促進されるよう、グリーン購入や環境ラベルの再生品購入・利用など、市民や事業者に積極的な再生品の利用を共に働きかけ。



30L・手提げタイプ



45L・平袋タイプ

その他のアイテムについても各社と開発中

市民や事業者に積極的な再生品の見える化・利用を働きかけ、環境価値向上と循環型社会形成の推進を支援してまいります。33条認定によるリサイクルは富山環境整備にお任せください！！



廃棄物処理・リサイクル・災害協定のご相談、プラスチック資源一括回収のご相談承ります。

電話でのお問い合わせ

**076-469-5356**

【受付】平日 8:00~17:00

メールでのお問い合わせ

**yositani@tks-co.jp**

ご所属・氏名・メールアドレス・電話番号を  
ご記入の上、お問い合わせください

<https://www.tks-co.jp/>

当社のホームページからもお問い合わせができます。